

平成 18 年 4 月 21 日
監 査 事 務 局

問 い 合 わ せ 先
監 査 事 務 局 総 務 課
電 話 03-5320-7011

出納長専用車及び都議会議員公用車の私的使用を違法・不当として
その使用に要した経費の返還を求める住民監査請求監査結果

東京都監査委員	樺	山	たかし
同	土	屋	たかゆき
同	三	栖	賢 治
同	筆	谷	勇

第 1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 後 藤 雄 一

2 請求書の提出

平成 18 年 2 月 22 日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 幸田出納長(以下「現出納長」という。)の公用車私的使用について

(ア) 要旨

a 請求人が調査したところ、現出納長が公用車を、以下の日時に使用している事実を確認した。

b 平成 18 年 1 月 16 日、同年 2 月 6 日の神田イタリアンレストランでは、幸田氏運転手に対してレストランより差し入れが出されている(平成 18 年 2 月 6 日、内田前議長(以下「本件議員」という。)の運転手には差し入れなし)。この差し入れからも現出納長が店の常連であると推測される。

c 平成18年1月16日は同乗の女性を佃島で降ろしている。
d そして、下記の公用車使用は使用時間・使用内容など、どう
見ても私的な使用であり、公務とはいえない。

e 平成18年1月16日

午後6時22分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花
乃碗」に入る。

午後10時30分・・・同店出発、同乗の女性を佃小学校の交差
点で降ろす。

午後11時5分・・・羽田の自宅に帰る。

f 平成18年1月17日

午後5時55分・・・都庁出発

午後6時15分・・・日本橋三越百貨店着

午後6時50分・・・同店出発

g 平成18年2月3日

午後6時27分・・・都庁出発

午後6時33分・・・西新宿二丁目交差点付近の台湾料理「沙
羅」着

午後10時20分・・・同店発

午後10時25分・・・高速外苑入り口より入る。

h 平成18年2月6日

午後7時30分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花
乃碗」の前に、現出納長及び本件議員の公用
車がある。

午後9時30分・・・本件議員同店出発

午後9時35分・・・現出納長同店出発

(イ) 賠償請求額及び計算方法

3.5日分(三越を0.5日分とした)の維持費、ガソリン代、
人件費等(公用車の維持費、ガソリン代、人件費等の計算が正確
に出来ないため、1日当たり50,000円分とする。)

(50,000円/1日)×3.5日=175,000円

イ 本件議員の公用車の私的使用について

(ア) 要旨

a 請求人が調査したところ、本件議員が公用車を、以下の日時に使用している事実を確認した。

b 下記の公用車使用は使用時間・使用内容など、どう見ても私的な使用であり、公務とはいえない。

c 平成18年2月6日

午後7時30分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花乃碗」の前に、現出納長及び本件議員の公用車がある。

午後9時30分・・・本件議員同店出発

(イ) 賠償請求額及び計算方法

計算が正確に出来ないため、1日当たり100,000円分とする。

$$(100,000円 / 1日) \times 1日 = 100,000円$$

(2) 措置請求

ア 本件公用車使用は現出納長の不当利得に当たり、自らの負担で利得金を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める。

イ 本件公用車使用は本件議員の不当利得に当たり、自らの負担で利得金を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

以下の2点を監査対象とした。

(1) 現出納長による平成18年1月16日、同月17日、2月3日及び同月6日の公用車使用に要した経費の支出の適否

- (2) 本件議員による平成 1 8 年 2 月 6 日の公用車使用に要した経費の支出の適否

2 監査対象局等

財務局を監査対象とした。

また、現出納長、出納長室、本件議員及び議会局に対し、関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 1 8 年 3 月 2 9 日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件請求の趣旨を補足し、新たな証拠として平成 1 8 年 3 月 2 9 日付けで請求人が作成した「陳述書」と題する文書ほか 2 点を提出した。請求人の陳述の際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、財務局の職員を立ち会わせた。

また、同日、財務局職員の陳述の聴取を行った。その際、法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 出納長専用車及び議員公用車について

ア 出納長は、乗用車を専用するものとされ（東京都自動車の管理等に関する規則（昭和 3 9 年東京都規則第 9 2 号。以下「本件管理規則」という。）第 8 条第 1 項）、専用の車（以下「出納長専用車」という。）が配車されている。

イ 専用車については、使用時間（本件管理規則第 9 条）、使用手続（本件管理規則第 1 1 条）及び使用終了報告（本件管理規則第 1 2 条）の各規定の適用が除外されている。

ウ 庁有車の運転者は、毎日の運転状況を庁有車運転日誌に記載することとされ（本件管理規則第 1 3 条第 1 項）、運転日誌が作成されている。

エ 議員による公用車（以下「議員公用車」という。）の使用については、議長決定により、「都議会における公用車の使用要領（平成 9 年 1 2 月 1 5 日付 9 議経第 2 8 2 号。以下「本件使用要領」という。）」が制定されている。

(2) 運転日誌について

現出納長の平成 1 8 年 1 月 1 6 日、同月 1 7 日、2 月 3 日及び同月 6 日における出納長専用車の使用並びに本件議員の平成 1 8 年 2 月 6 日における議員公用車の使用については、次の表のとおりである。

区 分	日 付	時 間	経 路
出納長 専用車	1 月 16 日	午後 5 時 50 分から 午後 6 時 20 分まで	都庁～千代田区
		午後 10 時 25 分から 午前 0 時 15 分まで	千代田区～出納長宅～車庫
	1 月 17 日	午後 5 時 55 分から 午後 8 時 50 分まで	都庁～出納長宅～車庫
	2 月 3 日	午後 10 時 25 分から 午前 0 時 10 分まで	都庁～出納長宅～車庫
議 員 公用車	2 月 6 日	午後 4 時 25 分から 午後 5 時 00 分まで	都庁～千代田区
		午後 9 時 30 分から 午後 11 時 10 分まで	千代田区～出納長宅～車庫
議 員 公用車	2 月 6 日	午前 9 時 45 分から 午前 10 時 30 分まで	都庁～千代田区内
		午後 10 時 00 分まで	千代田区内 ～千代田区内各所～都庁

2 監査対象局の説明

(1) 出納長専用車について

ア 専用車の趣旨について

出納長は、都の会計事務をつかさどるだけでなく、都の重要な政

策決定を行う政策会議の構成員であるとともに、災害対策本部副本部長でもあるなど、特別職として幅広く都政全般にわたり知事を補佐するという重要な職責を担っている。

都政において重要な職責を担う出納長がその職責を全うするために、各所への移動時にあっても常に連絡がとれるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から、本件管理規則第8条第1項に基づき出納長専用車を制度化している。これは危機管理の一環でもある。

イ 専用車と他の公用車との違いについて

専用車については、他の公用車とは異なり使用時間や使用手続などについて本件管理規則上特段の定めがない(本件管理規則第9条)。また、個々の使い方については、それぞれのケースに応じて本人が判断すべきこととしており、使用基準についても特段の定めを行っていないが、重要な職責を担う者がその職責を全うするために、緊急時等において迅速かつ適切な行動がとれるよう、使用することが前提とされている。

ウ 運行手続き

- (ア) 専属運転手については、出納長就任時に財務局経理部輸送課で決定する。
- (イ) 専属運転手は、出納長の指示に従い、出納長専用車を運行する。
- (ウ) 運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

エ 本件監査請求に関する事実関係について

(ア) 平成18年1月16日(月曜日)

午後5時50分頃に都庁を出発し、午後6時20分頃、千代田区(以下「区」という。)神田美土代町で現出納長が降車した。午後10時25分頃に同地点で現出納長が乗車し、午後11時5分頃に自宅前へ送った後、帰庫した。

(イ) 平成18年1月17日(火曜日)

午後5時55分頃に都庁を出発し、午後6時15分頃、中央区日本橋室町で現出納長が降車した。午後6時50分頃に、同地点で現出納長が乗車し、午後7時30分頃、自宅へ送った後、帰庫

した。

(ウ)平成18年2月3日(金曜日)

午後6時27分頃に都庁を出発し、午後6時33分頃、新宿区西新宿二丁目で現出納長が降車した後、都庁内に帰庫した。午後10時20分頃に同地点で現出納長が乗車し、午後11時頃、自宅へ送った後、帰庫した。

(エ)平成18年2月6日(月曜日)

午後4時25分頃に都庁を出発し、午後5時頃、区神田美土代町で現出納長が降車した。午後9時30分頃に同地点で現出納長が乗車し、午後10時頃、自宅へ送った後、帰庫した。

オ 本件監査請求について

出納長専用車は、都政において重要な職責を担う出納長がその職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡がとれるなど万全を期す必要があることから、本件管理規則により専用すべく措置された公用車であり、自宅との送迎を含めて運行している。なお、この送迎については、日常生活を行う上で、社会通念上認められる合理的範囲の行為が含まれていると考えている。

本件請求における出納長専用車の使用については、現出納長の判断のもとに運行されていること、並びに、1月16日、2月3日、同月6日については、職務を円滑に遂行するうえで必要となる庁外での意見交換のためのものであり、現出納長がその職責を全うするうえで必要であると認められること、及び、1月17日については、送迎の途中における日常生活上の必要行為であり、社会通念上認められる合理的範囲にあるものと認められる。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

(2) 議員公用車について

ア 議員公用車の趣旨について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ政治的活動をもって都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公務員とは自ずと性格を異にしている。そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、本件使用要領を定め、専用車を除く都議会の

公用車使用基準としている。本件使用要領が、都議会各会派の申し合わせを受け、議長により決定されたものであることなどから、財務局としては、本件使用要領を都議会議員の公用車使用の基準とし、これに基づき議員公用車を運行している。

イ 運行手続き

(ア) 運行については、本件使用要領に基づく議会局からの配車依頼を受け、行っている。

(イ) 運行状況については、運転日誌等により、財務局経理部輸送課が管理している。

ウ 本件監査請求にかかる事実関係について

午後7時頃に区神田美土代町で本件議員が降車した。午後9時30分頃に同地点で本件議員が乗車し、午後9時35分頃、自宅へ送った後、午後10時頃、都庁内に帰庫した。

エ 本件監査請求について

本件請求における議員公用車の使用については、本件使用要領「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に該当するものとして、本件使用要領に基づき運行している。

よって、請求人の主張には理由がないと考える。

(3) 請求に対する今後の対応について

財務局としては、今後とも、本件管理規則に基づき、公用車の適正な運行管理に努めていく。

3 関係人調査

(1) 関係人調査を行った現出納長及び出納長室から、平成18年1月16日、同月17日、2月3日及び同月6日の出納長専用車の使用について、次のような説明があった。

ア 平成18年1月16日の出納長専用車の使用について

(ア) 現出納長からの説明

区管理職員及び本件議員から、区内の駅前広場の清掃費に当て

るため、広場での広告を許可し収入を活用することを検討してきたが、都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）上の課題があるため、話を聞きたいとの申し出があった。そのため、指定された区内の飲食店（イタリアンレストラン）を都管理職員とともに往訪し、区管理職員と意見交換を行った。その際、意見交換には、本件議員に代わって女性秘書も参加した。

本件は、特別職として、区管理職員や本件議員からの相談を受けて助言を行ったものであり、職務の範囲内であると考えている。なお、女性秘書については、たまたま自宅が帰路の近辺であったことから、その途中、自宅付近まで同乗させたものである。

（イ）出納長室からの説明

現出納長は、区管理職員及び本件議員からの相談に応じて、都管理職員とともに指定された区内の飲食店を往訪し、区管理職員と意見交換を行ったものである。出納長は、会計事務に止まらず、特別職の幹部職員として、豊富な経験、知識、人脈等を活かし、都政の推進に携わるものである。そのため、現出納長が、本件の対応に当たったことは、職務の範囲内であると考えている。

本件出納長専用車の使用については、職責を全うするために、常に連絡がとれる万全の態勢を講じておく必要があることから、適切であると認識している。

イ 平成18年1月17日の出納長専用車の使用について

（ア）現出納長からの説明

出納長専用車で帰宅途中に中央区内の百貨店に立ち寄り、仕立て直しを依頼していた被服を受け取り、その際、食料品を購入した。このような行為は、通勤の機会に広く一般的に行われていることであり、社会的に許されるものと考えている。

（イ）出納長室からの説明

専用車については、自宅との送迎を含めて運行されており、通勤の機会に日常生活上必要な行為を行うことは、社会通念上、認められるものであると考えている。

ウ 平成18年2月3日の出納長専用車の使用について

(ア) 現出納長からの説明

都では、平成18年度から、国及び他の自治体に先がけて複式簿記・発生主義会計を導入することとしている。これは、都における会計制度全般にわたる大きな改革であり、出納長室が中心となって平成14年度から進めてきた。

開始時期が間近に迫っていることから、連日、公会計制度改革を定着させていくための方策等について検討を重ねてきた。当日も、本年3月に新財務会計システムの稼動が迫っていたことから、PRの仕方、プレゼンテーション資料の最終チェック等に加え、内外に広くシステム稼動開始を伝えるセレモニーの実施などについて、午後一杯、出納長室内の管理職員で集中的に議論を行った。

会議が長時間に及び、議論が十分詰まらなかったため、渋谷区内の飲食店(台湾料理店)に移動し、引き続き議論した後、夕食・懇談を行ったものである。このようなことは、職員の士気を高め円滑な職務の遂行を図る上で有意義なことであり、専用車の使用も認められると考えている。

(イ) 出納長室からの説明

現出納長が担当する都の重要施策である公会計制度改革に関し、出納長室の担当管理職員とともに執務時間中の検討会に引き続いて、庁外に場所を移し、議論と夕食・懇談を行ったものである。

懇談については、単なる私的な会合ではなく、重要課題に直面していた現出納長及び担当管理職員が意思疎通を図り、士気を高めるために行ったものである。

このことから、当該出納長専用車の使用は認められるものと考えている。

エ 平成18年2月6日の出納長専用車の使用について

(ア) 現出納長からの説明

最近話題となっている秋葉原の再開発の現状やIT産業、文化の変貌ぶりを確認するために視察を行った。その途中、本件議員から、区のまちづくり等に取り組んでいる区内在住の中小企業の

経営者等との当日夜間の会合への参加を打診され、区内の飲食店（イタリアンレストラン）で懇談を行った。まちづくりの今後のあり方やまちづくりにおける福祉施策等について意見交換を行ったものである。住民の声を直に聞ける良い機会であると考え、参加したものである。

（イ）出納長室からの説明

現出納長は、まちづくりに関して地域の実情等に詳しい人達と意見交換を行ったものである。出納長は、副知事とともに知事のトップマネジメント機能を果たしており、広く都政の事情を把握しておくことが求められている。

そのため、各界有識者をはじめ、地域住民等から様々な相談や意見を聞き、そこで得た情報等を都政運営に活かし、知事等に伝達していくことは、出納長の広範な職務の一環といえる。

現出納長は、本件議員とともに、地域のまちづくりについて意見を聞いたものであり、職務の範囲内に当たるものとして、当該出納長専用車の使用は適切であると考えている。

（２）関係人調査を行った本件議員及び議会局から、平成１８年２月６日の議員公用車の使用について、次のような説明があった。

ア 本件議員からの説明

区のまちづくりの今後のあり方、まちづくりにおける福祉施策等について、区内在住の中小企業の経営者等と意見交換をする機会があり、折りよく視察に来ていた都庁幹部である現出納長に区内の飲食店（イタリアンレストラン）において同席してもらい、都政・区政の今後の課題などについて幅広く議論したものである。議会活動の一環と考え、公用車を使用した。なお、意見交換には、女性秘書も同席した。

また、帰宅時は、体調管理のために付き添っていた娘が同乗した。

イ 議会局からの説明

区選出都議である本件議員が、積極的にまちづくりの活動をしている地域の人達と、都庁幹部との意見交換の場をつくり、自らも精

力的に議論を行うことは、まさに都議会において必要な議会活動そのものといえる。

そのため、当該議員公用車の使用は、本件使用要領の公務の例示「(11)その他議会活動の上で必要とされる場合」に当たるものと認識している。

4 判 断

本件請求において請求人は、現出納長及び本件議員による公用車の使用は、次の理由により、違法・不当であると主張し、その経費の返還を求めているものと解される。

ア 現出納長は、平成18年1月16日、同月17日、2月3日及び同月6日に、飲食店への立ち寄りや買い物に出納長専用車を使用しており、公用車を私的に使用した場合に当たる。

イ 本件議員は、平成18年2月6日に、飲食店への立ち寄りに議員公用車を使用しており、公用車を私的に使用した場合に当たる。

このことについて、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係人調査の結果に基づき、次のように判断する。

(1) 現出納長の専用車使用について

ア 出納長専用車の趣旨について

(ア) 出納長には、本件管理規則第8条第1項に基づき出納長専用車が制度化されている。その趣旨として、出納長は都の会計事務をつかさどる(法第170条第1項)だけでなく、特別職として幅広く都政全般にわたり知事を補佐するという重要な職責を担っており、その職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡がとれるなど万全を期す必要があり、機動的手段を確保する観点から制度化するとともに、これは危機管理の一環でもあるとする監査対象局の主張については、出納長の職責の重さや危機管理の重要性に鑑み、理解できる。

(イ) 出納長専用車を含む専用車は、職務の遂行に資するとともに危

機管理の一環としても運行されており、使用を前提とし、個々の使用については専用する本人が判断すべきこととされているとする監査対象局の説明がなされた。専用車の使用に当たっては、その妥当性について社会通念に照らして判断されていると考えられることから、専用車は、社会通念上差し控えるべき場合を除き、使用が前提となっているものと解される。

(ウ) 出納長専用車については、重要な職責を担う出納長がその職責を全うするため、各所への移動時にあっても常に連絡がとれるなど万全を期す必要があることから、自宅との送迎も含め運行されているものであり、送迎における専用車の使用については、日常生活を行う上で社会通念上認められる合理的範囲の行為が含まれるとする監査対象局の説明は、妥当であるといえる。

イ 平成18年1月16日、同月17日、2月3日及び同月6日の現出納長による専用車使用について、関係人調査における現出納長及び出納長室からの事実関係に関する主張は次のとおりである。

(ア) 平成18年1月16日

現出納長が、区管理職員及び区選出の本件議員から相談を受け、都管理職員とともに、指定された区内の飲食店(イタリアンレストラン)を往訪し、区内の駅前広場における広告の許可と都条例との関係等について、意見交換を行ったものである。なお、意見交換には、本件議員の女性秘書も同席した。

(イ) 平成18年1月17日

出納長専用車で帰宅途中に中央区内の百貨店に立ち寄り、仕立てや直しを依頼していた被服を受け取り、その際、食料品を購入したものである。

(ウ) 平成18年2月3日

長年検討してきた公会計制度改革の開始時期が間近に迫っていたことから、同日午後、制度を定着させていくための方策、PRの仕方などについて、出納長室の管理職員とともに集中的な議論を行ったが、議論が長引き夕刻となったため、場所を渋谷区内の

飲食店（台湾料理店）に移して、更に議論を実施した後、夕食・懇談を行い、職員の士気・意識を高めたものである。

（エ）平成18年2月6日

現出納長が、区内の再開発現場等を視察した後、区選出の本件議員からの連絡を受け、区内の飲食店（イタリアンレストラン）において、本件議員、同秘書及び区のまちづくり等に取り組んでいる区内在住の中小企業の経営者等と、まちづくりの今後のあり方や福祉施策等について意見交換を行ったものである。

ウ 上記4件の出納長専用車の使用について

（ア）平成18年1月16日、2月3日及び同月6日の出納長専用車の使用について

本件については、現出納長が、前記イの（ア）（ウ）（エ）のとおり、区管理職員や本件議員からの相談への対応、勤務時間中の検討会に引き続き実施した管理職員との議論と夕食・懇談、及び地域住民との意見交換を行ったというものであり、これらは、社会通念上、専用車の使用を差し控えるべき場合には当たらないものと解される。

（イ）平成18年1月17日の出納長専用車の使用について

本件については、出納長専用車で帰宅途中に、注文品の受け取りや軽微な買い物を行ったものであり、同様の行為が通勤の機会を利用して、広く一般的に行われているものであることから、社会通念上認められる行為に当たるものと認められる。

よって、現出納長の本件に関する専用車の使用については、専用車使用の趣旨を逸脱したものと認められず、違法・不当であるとはいえない。

ところで、このような請求がなされた背景には、専用車の使用について、都は、都政において重要な職責を担う者の職責の遂行に資するほか、危機管理の一環として常に連絡がとれ機動的手段を確保する観点から制度化しており、社会通念上使用を差し控えるべき場

合を除き専用車を使用することを前提としているのに対し、請求人は、公務と見受けられる場合以外は使用すべきでない旨の主張を行っているものと認められることから、専用車の趣旨に対する認識の違いがあるものと解される。

都は、専用車の趣旨について、都民の理解が得られるよう努める必要があり、専用車を使用する者も、その趣旨を理解の上、自覚を持って使用すべきことは言をまたない。

また、危機管理的な趣旨からの運行については、その必要性・重要性は理解できるが、より時代に適った形にしていくために、効率性等の観点から、常に研究を行っていく必要があると思われる。

(2) 本件議員による公用車使用について

ア 議員公用車の使用について

都議会議員は公選による特別職であり、かつ政治的活動をもって都民福祉の増進に寄与するという職務を担っており、一般職の地方公務員とは自ずと性格を異にしている。そのため、都議会では、議員活動の特殊性から、議員の公用車の使用について、議長決定により、本件使用要領を定め、専用車を除く都議会の公用車使用基準としている。

このことから、議員による公用車の使用については、議会が自主的に使用基準を設け、適切な使用に取り組んでいることが認められる。

イ 平成18年2月6日の本件議員による公用車使用について、関係人調査における本件議員及び議会局からの事実関係に関する主張は次のとおりである。

区選出都議である本件議員が、区内の飲食店（イタリアンレストラン）において、現出納長及び積極的にまちづくりの活動を行っている区内在住の中小企業の経営者等と意見交換を行う機会を設け、まちづくりのあり方などについて幅広く議論したものである。そのため、本件議員公用車の使用は、本件使用要領の公務の例示「(1 1) その他議会活動の上で必要とされる場合」に当たる。

なお、意見交換には、本件議員の女性秘書も同席した。

ウ 本件議員公用車については、広範な議会活動の一環であり、本件使用要領に則した使用であるとする主張は、理解できる。

よって、本件議員による議員公用車の使用については、違法・不当であるとはいえない。

5 結 論

(1) 現出納長による本件出納長専用車の使用は、職務若しくは社会通念上認められる範囲を逸脱したものとは認められない。

したがって、現出納長による出納長専用車の使用が、私的使用に当たり、出納長専用車にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

(2) 本件議員による議員公用車の使用は、議会活動の範囲を逸脱したものとは認められない。

したがって、本件議員による議員公用車の使用が、私的使用に当たり、議員公用車にかかる経費の支出は違法・不当であるとする請求人の主張には理由がない。

資料（東京都職員措置請求書等）

都知事・本件財務会計責任者に関する措置請求

第1 幸田出納長の公用車私的使用について。

1) 要旨

請求人が調査したところ、幸田出納長が公用車を、以下の日時に使用している事実を確認した。

1月16日、2月6日の神田イタリアレストランでは、幸田氏運転手に対しレストランより差し入れが出されている（2/6、内田前議長の運転手には差し入れなし）。この差し入れからも幸田出納長が店の常連であると推測される。

1月16日は同乗の女性を佃島でおろしている。

そして、下記の公用車使用は使用時間・使用内容など、どう見ても私的な使用であり、公務とはいえない。

よって本件公用車使用は幸田出納長の不当利得に当たり、自ら負担で利得分を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める

平成18年1月16日

午後6時22分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花の椀」に入る。

午後10時30分・・・同店出発、
同乗の女性を佃小学校の交差点でおろす。

午後11時05分・・・羽田の自宅にかえる。

平成18年1月17日

午後5時55分・・・都庁出発

午後6時15分・・・日本橋三越百貨店着

午後6時50分・・・同店出発

平成18年2月3日

午後6時27分・・・都庁出発

午後6時33分・・・西新宿2丁目交差点付近の台湾料理「沙羅」
着

午後10時20分・・・同店発

午後 10 時 25 分・・・高速外苑入り口より入る。

平成 18 年 2 月 6 日

午後 7 時 30 分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花の椀」の前に、幸田出納長、および内田前議長の公用車がある。

午後 9 時 30 分・・・内田前議長同店出発

午後 9 時 35 分・・・幸田出納長同店出発

2) 賠償請求額、及び計算方法

3.5 日分(三越を 0.5 日分とした)の維持費、ガソリン代、人件費等(公用車の維持費、ガソリン代、人件費等の計算が正確に出来ない為、1 日当たり 50,000 円分とする。)

(1 日/50,000 円) × 3.5 日 = 175,000 円

第 2. 内田前議長の公用車の私的使用について。

1) 要旨

請求人が調査したところ、内田前議長が公用車を、以下の日時に使用している事実を確認した。

下記の公用車使用は使用時間・使用内容などどう見ても私的な使用であり、公務とはいえない。

よって本件公用車使用は内田前議長の不当利得に当たり、自ら負担で利得分を返還させるよう、知事の返還請求権の行使を求める

平成 18 年 2 月 6 日

午後 7 時 30 分・・・神田美土代町イタリアンレストラン「花之椀」の前に、幸田出納長、および内田前議長の公用車がある。

午後 9 時 30 分・・・内田前議長同店出発

2) 賠償請求額、及び計算方法

計算が正確に出来ない為、1 日当たり 100,000 円分とする。

(1 日/100,000 円) × 1 日 = 100,000 円

地方自治法 242 条 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

(以上、原文のまま掲載)

事実証明書

- ア 請求人作成の陳述書と題する文書
- イ 平成18年1月16日付等の庁有車運転日誌の写し
- ウ F R I D A Y 2 0 0 6 . 3 . 3 の記事の写し
- エ 2月6日等に撮影したとする写真
- オ 「現出納長 / 運転日誌 / 分析表」と題する表